

平成23年度

研究開発施設共用等促進費補助金
(ナショナルバイオリソースプロジェクト)

ゲノム情報等整備プログラム

公募要領

平成23年2月

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

目 次

I	はじめに	2
II	NBRPについて	2
1	目 的	2
2	実施方法等.....	2
3	関係法令等に違反した場合の取扱い.....	3
4	用語の定義.....	3
5	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力.....	4
III	ゲノム情報等整備プログラム	5
1	目 的	5
2	対象等.....	5
IV	申請機関等の要件	7
1	応募の対象となる機関	7
2	重複申請の制限	8
V	NBRPの経費等	8
VI	NBRPに係る審査	9
1	審査方法	9
2	審査の方針、着目点.....	9
3	スケジュール等	10
VII	応募書類の作成・提出方法.....	10
1	応募書類の様式	10
2	提出書類等.....	10
3	提出方法	10
4	提出先.....	11
5	提出期間	11
6	問い合わせ先.....	11
7	個人情報の取扱等.....	12
	(別 紙)	13
	◎動物実験、生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等	13
	◎中核的拠点整備プログラム採択課題一覧	17
	◎理化学研究所バイオリソースセンターが整備するバイオリソース一覧	18
	◎プログラムの実施体制イメージ図	18
	◎ゲノム情報等整備プログラム 業務の流れ	19

I はじめに

文部科学省では、世界最高水準のバイオリソース（研究開発の材料としての動物・植物・微生物の系統・集団・組織・細胞・遺伝子材料等及びそれらの情報）を戦略的に整備し、その活用の充実を図ることを目標に、ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）を実施しております。

この度、平成23年度NBRPの一環として、ゲノム情報等整備プログラムの実施機関を募集することとしました。

II NBRPについて

1 目的

NBRPは、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となるバイオリソース（動物、植物等）について収集・保存・提供を行うとともに、バイオリソースの質の向上を目指し、保存技術等の開発、ゲノム等解析によるバイオリソースの付加価値向上により時代の要請に応えたバイオリソースの整備を行うものです。また、バイオリソースの所在情報等を提供する情報センター機能を強化することとしています。

NBRPでは、上記の目的に適った収集・保存・提供や技術開発等を行うため、（1）中核的拠点整備プログラム、（2）情報センター整備プログラム、（3）基盤技術整備プログラム、（4）ゲノム情報等整備プログラムの4つのプログラムを設け、各プログラムが連携を図りつつ実施することとしています。

2 実施方法等

- ① 文部科学省は、研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）交付要綱（平成21年3月19日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）及び研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）取扱要領（平成21年3月19日研究振興局長決定。以下「取扱要領」という。）の定めにより、各プログラムを実施する機関に対して補助金を交付してNBRPを実施します（機関補助）。
- ② 補助事業が完了したときは、交付要綱第13条の規程により実績報告書を文部科学省に提出することが義務付けられています。

3 関係法令等に違反した場合の取扱い

関係法令・指針等に違反した場合若しくは補助金の不正使用、不正受給、補助金による研究活動における不正行為を行った場合、取扱要領16.の規程により、補助金の交付の決定の取り消し、交付した補助金の返還命令及び補助金の交付の停止を行います。

特に、動物実験、生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等（別紙13～16ページ参照）については、事業実施に当たって遵守してください。

4 用語の定義

本要領における用語の定義は、以下のとおりとします。

① 代表機関、分担機関

- ・NBRPにおいて、課題の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う機関（1機関）を「代表機関」とします。
- ・中核的拠点整備プログラムについては「代表機関」が「中核機関」、情報センター整備プログラムについては「代表機関」が「情報センター」となります。
- ・プログラムの実施に当たって特別な理由がある場合は、代表機関以外にその補完的機能を分担する機関（以下「分担機関」という。）を設けることはできます。ただし、プログラムの実施に当たっては、代表機関は分担機関の事業に対しても責任を負います。

② 課題、分担課題

- ・課題とは、代表機関及び分担機関が実施する事業のことをいいます。
- ・分担課題とは、分担機関が実施する事業のことをいいます。

③ 代表機関の長

代表機関の長とは、代表機関となる機関の長（学長、理事長等）で、課題を代表し、課題の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う者（1人）をいいます。代表機関の長は、課題の実施期間中、日本国内に居住し、課題全体及び事業費の適正な執行に関し責任を持つ者です。代表機関の長は、代表機関に所属する研究者のうち1人を、課題を管理する者（課題管理者）に指名することができます。

④ 分担機関の長

分担機関の長とは、分担機関となる機関の長（学長、理事長等）で、分担機関が行う課題（以下「分担課題」という。）を代表し、分担課題

の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う者（1人）をいいます。分担機関の長は、分担課題の実施期間中、日本国内に居住し、分担課題全体及び事業費の適正な執行に関し責任を持つ者です。分担機関の長は、分担機関に所属する研究者のうち1人を、分担課題を管理する者（分担課題管理者）に指名することができます。

⑤ 課題管理者

課題管理者とは、代表機関の長が指名する代表機関に所属する研究者で、課題の実施期間中、日本国内に居住し、課題全体及び事業費の適正な執行を管理する者（1人）をいいます。課題管理者は、代表機関に所属する他の研究者を加え、代表機関内の実施体制を構成することができます。

⑥ 分担課題管理者

分担課題管理者とは、分担機関の長が指名する分担機関に所属する研究者で、分担課題の実施期間中、日本国内に居住し、分担課題全体及び事業費の適正な執行を管理する者（1人）をいいます。分担課題管理者は、分担機関に所属する他の研究者を加え、分担機関内の実施体制を構成することができます。

⑦ 分担研究者

分担研究者とは、課題管理者又は分担課題管理者が管理する業務を分担して実施する研究者で、分担された業務に関して責任を負う者をいいます。分担研究者は、課題管理者又は分担課題管理者と同一の機関に所属している必要があります。

5 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

本事業はライフサイエンス分野のデータ産生を伴う事業であるため、本事業の実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本事業の実施の結果産生したデータ又はデータベースを、一般に利用可能な形で公開するべく努めるものとします。そのため、本事業の実施者は、毎事業年度にまとめる実績報告書の提出に合わせて、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は本プログラムで構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター※又は文部科学省の指定する機関に提供するものとします。提供された複製物については、ライフサイエンス分野のデータベース整備（統合データベース構築）に利用するため、これら複製物に関わる知的財産権を非独占的に複製・改

変その他必要な形で利用できるものとします。なお、本事業の実施者は、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報提供に協力するものとします。

※バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>)

バイオサイエンスデータベースセンターは、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている独立行政法人科学技術振興機構 (J S T) 「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化し、新たに我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターとして、平成 23 年 4 月に J S T に設置される予定です。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、統合データベースの恒久的な体制整備に向けて、上記 2 つの事業の成果を活用し、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業」を実施します。ライフサイエンスデータベース統合推進事業では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を 4 つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

III ゲノム情報等整備プログラム

1 目的

ゲノム情報等整備プログラムは、NBRP で収集・保存・提供するバイオリソースについて、系統・特性情報、ゲノム配列や cDNA 等の遺伝子情報、及びライブラリー等のゲノムリソース等を整備することにより、バイオリソースの品質や付加価値を高め、我が国のバイオリソースの独自性・先導性を高めることを目的として行うものです。

2 対象等

- ① 本プログラムにおいて、23 年度に対象とする生物種等は中核的拠点整備プログラム及び理化学研究所バイオリソースセンターで扱う下

記のとおりとします。詳細については、別紙 17～18 ページ「中核的拠点整備プログラム採択課題一覧」及び「理化学研究所バイオリソースセンターが整備するバイオリソース一覧」を参照してください。

マウス、ラット、ショウジョウバエ、線虫、ネッタイツメガエル、カイコ、メダカ、ゼブラフィッシュ、ニホンザル、カタユウレイボヤ・ニッポンウミシダ、シロイヌナズナ、イネ、コムギ、オオムギ、藻類、広義キク属、アサガオ、ミヤコグサ・ダイズ、トマト、細胞性粘菌、病原微生物、一般微生物、原核生物（大腸菌・枯草菌）、酵母、遺伝子材料、ヒトES細胞、ヒト・動物細胞

- ② 本プログラムの実施体制については、別紙 18 ページ「プログラムの実施体制イメージ図」を参照してください。なお、代表機関及び分担機関の構成については下記のア)～ウ) の場合があります。

ア) 中核機関が単独で実施する場合

イ) 中核機関と中核機関以外の機関（分担機関を含む）が共同で実施する場合

ウ) 中核機関以外の機関（分担機関を含む）が単独又は共同で実施する場合

ただし、当該生物種等の中核機関以外の機関（分担機関を含む）が実施する場合は、研究者コミュニティ及び中核機関のニーズを把握し、中核機関と密接に連携してプログラムの課題を実施する必要があります。

- ③ 本プログラムは、中核的拠点整備プログラムにおいて保存、提供するバイオリソースについて、さらに質を向上させ世界最高水準の優れたバイオリソースとするため、系統・特性情報、ゲノム配列やcDNA等の遺伝子情報、及びライブラリー等のゲノムリソース等を整備するものです。このため、本プログラムの課題については、下記のア)～ウ) の要件を満たす提案とします（本プログラムの業務の流れは、別紙 19 ページ「ゲノム情報等整備プログラム 業務の流れ」を参照してください）。

ア) NBRPに貢献するために、本プログラムにより産出された産物・情報を当該生物種等の中核機関及び情報センターに速やかに提供するとともに、当該課題終了後原則として1年以内（平成25年3月31日まで）に中核機関及び情報センターを通じて公開し、研究者コミュニティに速やかにかつ円滑に提供すること。

- イ) バイオリソースの独自性の確保及び先導的情報の整備を目的とする課題においては、利用される研究分野及び利用されるバイオリソースの系統数・遺伝子数等の具体的な数量が明らかなこと。
 - ウ) ゲノム解析等の実施に当たっては、優れたゲノム解析能力と精度及び解析数の費用対効果について十分な実績があり、体制・設備が既に整備されていること。
- ④ 課題の申請額は、1 課題当たりの経費の目安を 500～3,000 万円程度とし、配分額は採択課題の選定時に決定します。
 - ⑤ 本プログラムの採択予定数は数課題です。審査結果によっては、課題を採択しない場合もあります。
 - ⑥ 実施期間は、平成 23 年度（交付決定通知書に定める日から平成 24 年 3 月 31 日）に限ります。
 - ⑦ 本プログラムは、単なるシーケンサ等の設備・備品の購入を目的としておりません。

IV 申請機関等の要件

1 応募の対象となる機関

ゲノム情報等整備プログラムに申請しようとする機関は、下記の①～③のすべての要件を満たすことが必要です。

- ① 下記のア)～エ)のいずれかに該当する国内の機関であること。
 - ア) 大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）
 - イ) 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
 - ウ) 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
 - エ) その他法律に規定されている法人
- ② 課題が採択された場合に、交付要綱及び取扱要領に基づいた手続き及び予算の執行ができる機関であること。

- ③ 課題が採択された場合に、課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できること。

2 重複申請の制限

課題管理者、分担課題管理者、分担研究者が、実質的に同一の課題について、国又は独立行政法人の競争的資金制度による助成を受けている場合、又は受けることが決定している場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、又は補助金の減額を行うことがあります。

なお、他の制度への申請段階（採択が決定していない段階）での本制度への申請は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、本制度の審査の対象から除外され、採択の決定若しくは補助金の交付の決定が取り消される場合があります。

V NBRPの経費等

- ① NBRPの公募に当たって申請できる費目は以下のとおりとします。
- ② NBRPの経費は、土地の購入や建物の建設に要する費用には使用できません。
- ③ 課題が採択された場合、文部科学省は代表機関及び分担機関のそれぞれから交付申請を受け、各機関に対し交付決定を行います。代表機関と分担機関との間では経費の流用はできませんので、十分留意してください。
- i) 設備備品費：機関が資産として取り扱うものを取得、製造又は効用を増加させるための経費
- ii) 人件費：雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担するその社会保険料等
- ア) 事業担当職員：補助事業に直接従事する職員
- イ) 補助者：補助事業の補助業務に従事する非常勤職員
- ウ) 社会保険料等事業主負担分：ア) 及びイ) に係る社会保険料等のうち、事業主が負担する額
- ※国からの運営費交付金等によって人件費がまかなわれている職員に対する人件費は計上できません。

iii) 事業実施費

- ア) 消耗品費：補助事業の実施に必要なとなる物品の購入費用（設備備品費に掲げるものを除く）
- イ) 旅費：国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費
- ウ) 通信運搬費
- エ) 雑役務費
- オ) 光熱水料：当該課題の事業の実施に要する電気料、ガス料、水道料等
- カ) その他：諸謝金、会議開催費、印刷製本費等

VI NBRPに係る審査

1 審査方法

- ア) NBRPに関する審査は、文部科学省に設置した課題選考委員会において、非公開で行います。
- イ) 課題選考委員会は、代表機関の長から提出された応募書類の内容について書面審査及びヒアリングによる審査を行い、合議により採択課題を選定します。ヒアリングについては、書面審査後、対象者のみ連絡します（5月上旬を予定）。
- ウ) 課題選考に携わる委員は、審査の過程で取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後でも第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられています。
- エ) 採択に当たっては、課題選考委員会等の意見を踏まえ、計画等の修正を求めることがあります。

2 審査の方針、着目点

審査に当たっては、次の a) ～ h) の各要素に着目して、総合的な判断を行います。

- a) 必要性・緊急性
- b) NBRPとしての目標達成への貢献
- c) 事業実施のための準備状況・これまでの実績
- d) 情報の公開や修正（必要に応じ）も含めた計画の妥当性
- e) 実施体制の妥当性、適切性
- f) 経費の妥当性、適切性
- g) 機関における取り組み
- h) 研究者コミュニティ等からの支援体制

3 スケジュール等

今回の公募の締め切りから採択までの日程は以下のとおりです。なお、ヒアリング及び審査結果等の通知は、下記の予定で文部科学省から行います。

書面審査	平成23年3月下旬～4月中旬
ヒアリング審査	平成23年5月上旬
交付内定通知	平成23年5月下旬
交付申請書等の提出	平成23年6月上旬
交付決定通知・事業開始	平成23年6月下旬

※交付内定後の交付申請書等の提出及び交付決定通知・事業開始までの詳細な手順及びスケジュール等は交付内定通知時にお知らせします。

VII 応募書類の作成・提出方法

NBRPの公募に申請できる者は、原則として、代表機関の長とします。

なお、NBRPは府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の対象外となっておりますので、e-Radを用いたWeb上での入力作業等は不要です。

1 応募書類の様式

応募書類の作成に当たっては、この公募要領並びに別添の「平成23年度研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）応募書類様式記入要領」を熟読の上、応募書類様式を使用してください。なお、応募書類様式、応募書類様式記入要領は、文部科学省のホームページ（<http://www.mext.go.jp/>）からダウンロードができます。

2 提出書類等

①正本1部、②副本1部（両面印刷、各左肩をクリップ止め）③電子媒体を記録したCD-R1枚（容量は5MB以内、他のメディアは使用不可、PDFの場合は文字認識のあるPDFのみ）

※電子媒体は、公印なしで構いません。ただし、正本と同一内容のものに限ります。

3 提出方法

① 応募書類の提出は、直接持参、簡易書留による郵送又は宅配便に限ります。FAX、電子メールによる提出は受け付けません。

- ② 郵送中の事故等については、当方は一切の責任を負いません。
- ③ 書類を当方が受領した後の修正（差し替えを含む。）は認めません。
- ④ 応募書類は返却しません。ただし、応募書類は、当該審査の目的以外には使用しません。
- ⑤ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうとも受理しません。また、応募書類に不備等がある場合は、審査の対象としません。
- ⑥ 郵送又は宅配便の場合、事務局において書類が到着したことを確認した後、課題管理者のメールアドレス宛に書類の受付確認の電子メールを送信します。
- ⑦ 提出締切日を過ぎても受付確認の電子メールが届かない場合は、電話にて「6 問い合わせ先」までお問い合わせください。

4 提出先

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル6階
独立行政法人 科学技術振興機構 研究振興支援業務室
「ナショナルバイオリソース」係

※直接持参の場合の受付時間は、平日の10:00～18:00です。

5 提出期間

平成23年2月25日（金）～ 3月22日（火）18:00（必着）

6 問い合わせ先

<書類作成・提出に関する問い合わせ>

独立行政法人 科学技術振興機構 研究振興支援業務室

担 当：藤吉、石野、酒井、高木

T E L：03-5214-7990（代表）

E-mail：t2fujiyo@jst.go.jp h2ishino@jst.go.jp

a2sakai@jst.go.jp k3takagi@jst.go.jp

<制度に関する問い合わせ>

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

担 当：細野、福井、松村

T E L：03-5253-4111（内線 4366）

03-6734-4366（直通）

E-mail：life@mext.go.jp（注：始めの文字はLの小文字です）

7 個人情報の取扱等

応募書類に含まれる個人情報は、審査以外には使用いたしません。

なお、採択された課題については、報道発表資料等により課題名、代表研究者名等を公開します。

(別 紙)

◎動物実験、生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から以下の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等（今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。）を遵守し、適切に研究を実施して下さい。これらに違反して研究が実施されていることが確認された場合は、本補助金の交付を取り消すことがあります。

なお、指針等の詳細については文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm)及び厚生労働省と農林水産省のホームページを参照して下さい。

(1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究を含む研究計画

研究計画に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究（提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料等を用いて明らかにしようとする研究）を含む場合には、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成 20 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）に基づき、当該研究を実施して下さい。

(2) 特定胚の取扱いを含む研究計画

研究計画に、人クローン胚又は動物性集合胚の取扱いを含む場合には、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（平成 12 年法律第 146 号）及びこれに基づく省令及び指針に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。

(3) ヒトES細胞の使用及び樹立・分配を含む研究計画

研究計画に、ヒトES細胞（ヒト胚性幹細胞）の使用を含む場合には、「ヒトES細胞の使用に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示第 87 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の開始に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。ヒトES細胞の樹立、分配を行おうとする場合も同様に、「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示第 86 号）に基づき、文部科学大臣の確認が必要です。前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を

掲示しますので、適宜留意願います。

(4) ヒト iPS 細胞等からの生殖細胞作成を含む研究計画

研究計画に、ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を含む場合には、「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示 88 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の開始に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。

前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示しますので、適宜留意願います。

(5) 遺伝子組換え生物等の使用等を含む研究計画

研究計画に、遺伝子組換え生物等の使用等を含む場合には、平成 16 年 2 月 19 日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）及びこれに基づく省令、告示等に基づき、当該研究を実施してください。特に、遺伝子組換え生物等の第一種使用等（環境中への拡散を防止しないで行う使用等）を行う場合、あらかじめ第一種使用規程を定め、主務大臣の承認を受ける義務があること、及び第二種使用等（環境中への拡散を防止しつつ行う使用等）を行う場合、主務省令に定められた又はあらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務等があることに留意してください。また、遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託を行おうとする者は、原則としてその都度、省令に定められた情報の提供を行わなければならないことにも留意してください。

これらのことを踏まえ、遺伝子組換え生物等の使用等を行う研究機関においては、機関内の法令の理解及び遵守についての周知徹底を十分に図るとともに、事故時の対応をあらかじめ定める等の機関内の体制を整備し、法令に基づき遺伝子組換え生物等の適切な使用等が徹底されるよう留意してください。遺伝子組換え生物等の使用等に係る各種情報については、前述の文部科学省ホームページ等に掲示しておりますので、適宜留意願います。

(6) 遺伝子治療臨床研究を含む研究計画

研究計画に、遺伝子治療臨床研究（疾病の治療を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞のヒトの体内への投与等に関する臨床研究）を含む場合には、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（平成 20 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、

研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

(7) 疫学研究を含む研究計画

研究計画に、疫学研究（明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究）を含む場合には、「疫学研究に関する倫理指針」（平成 20 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）に基づき、当該研究を実施してください。前述の文部科学省ホームページ等に情報を掲示しておりますので、適宜留意願います。

(8) 臨床研究を含む研究計画

研究計画に、臨床研究（医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とする①医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関する介入を伴う研究、②①に該当するものを除く介入を伴う研究、③介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究を含まないもの）を含む場合には、「臨床研究に関する倫理指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）に基づき、当該研究を実施して下さい。（ただし、他の法令及び指針の適用範囲に含まれる研究は、当該指針の対象外になりますのでご注意ください。）

(9) ヒト幹細胞を用いる臨床研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト幹細胞を用いる臨床研究（ヒト幹細胞を、疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究）を含む場合には、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 425 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

(10) 実験動物を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、実験動物を使用する研究を含む場合には、動物福祉の観点から適切な配慮を行うため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）、動物の殺処分方法に関する指針（平成 19 年環境省告示第 105 号）及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）等に基づき当該研

究を実施して下さい。

また、動物実験を行う際には、動物実験の指針を整備するとともに、動物実験委員会を設置し、適切な動物実験を行ってください。動物実験の導入に際しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 18 年法律第 67 号）に基づく飼養許可証の確認や特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成 18 年環境省告示第 22 号）を遵守するなど、常に適切なものとなるように努めてください。

(11) 病原体等を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、病原体等を使用する研究を含む場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 18 年法律第 106 号）等の関係法令等に基づき、当該研究を実施してください。

(12) ヒト i P S 細胞等の幹細胞を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト i P S 細胞やヒト組織幹細胞を使用する研究を含む場合には、平成 20 年 2 月 21 日付研究振興局長通知「ヒト E S 細胞等からの生殖細胞の作成等に係る当面の対応について」に基づき、以下の事項を遵守して当該研究を実施してください。

- i) 生殖細胞系列以外のヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行わないこと。
- ii) 現行の「ヒト E S 細胞の樹立及び使用に関する指針」第 45 条における禁止行為の規定を準用し、ヒト i P S 細胞等を用いた研究について、以下の行為を行わないこと。
 - ・ヒト i P S 細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植
その他の方法によりヒト E S 細胞から個体を生成すること。
 - ・ヒト胚へヒト i P S 細胞を導入すること。
 - ・ヒトの胎児へヒト i P S 細胞を導入すること。
 - ・ヒト i P S 細胞から生殖細胞を作成すること。

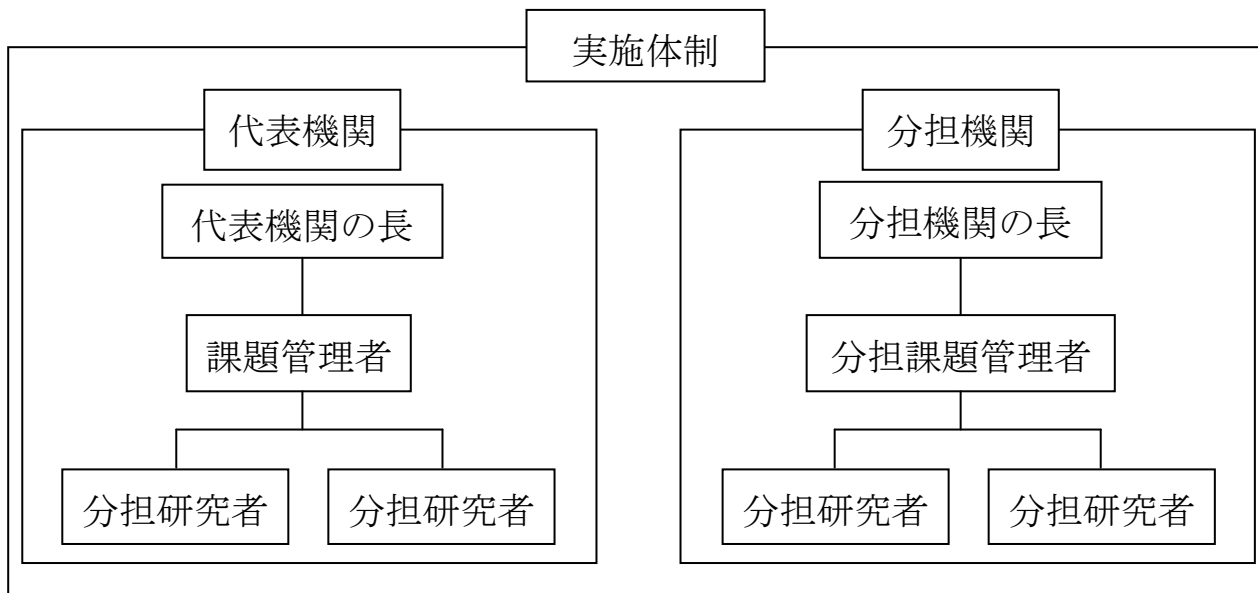
◎中核的拠点整備プログラム採択課題一覧

生物種等名	課題名	中核機関
ラット	ラットリソースの収集・保存・提供	京都大学大学院 医学研究科
ショウジョウバエ	ショウジョウバエ遺伝資源の収集・総合的維持管理・提供	京都工芸繊維大学 ショウジョウバエ 遺伝資源センター
線虫	線虫欠失変異体の収集・保存・提供	東京女子医科大学 医学部
ネッタイツメガエル	ネッタイツメガエルの収集・保存・提供	広島大学大学院 理学研究科
カイコ	カイコ遺伝子資源の収集・高品質化と効率的保存・供給体制の整備	九州大学大学院 農学研究科
メダカ	メダカ先導的バイオリソース拠点形成	自然科学研究機構 基礎生物学研究所
ゼブラフィッシュ	ゼブラフィッシュの収集・保存および提供	理化学研究所 脳科学総合研究センター
ニホンザル	ライフサイエンス研究用ニホンザルの飼育・繁殖・供給	自然科学研究機構 生理学研究所
カタユウレイボヤ・ニッポンウミシダ	カタユウレイボヤ等リソース拠点形成	筑波大学大学院 生命環境科学研究科
イネ	イネ属遺伝子資源の収集・保存・提供と高度情報化	情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所
コムギ	遺伝子単離に向けたコムギの種子系統およびDNAリソースの保存・収集・配布	京都大学大学院 農学研究科
オオムギ	オオムギリソースの収集・保存・提供	岡山大学 資源植物科学研究所
藻類	藻類の収集・保存・提供—付加価値向上と品質管理体制整備	国立環境研究所
広義キク属	広義キク属リソースの収集・保存・提供	広島大学大学院 理学研究科
アサガオ	アサガオリソースの収集・保存・提供	九州大学大学院 理学研究科
ミヤコグサ・ダイズ	ミヤコグサ・ダイズ遺伝資源の収集・保存・提供および諸特性の評価	宮崎大学 フロンティア科学実験 総合センター
トマト	トマトバイオリソース拠点整備	筑波大学大学院 生命環境科学研究科
細胞性粘菌	細胞性粘菌リソースの整備と提供	筑波大学大学院 生命環境科学研究科
病原微生物	病原微生物の収集・保存・提供体制整備事業	千葉大学 真菌医学研究センター
原核生物 (大腸菌・枯草菌)	原核生物遺伝資源(大腸菌・枯草菌)の整備と活用	情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所
酵母	先進的な酵母遺伝資源の収集、保存、提供体制の確立	大阪市立大学大学院 理学研究科
ヒトES細胞	ヒトES細胞株の保存と分配	京都大学 再生医科学研究所

◎理化学研究所バイオリソースセンターが整備するバイオリソース一覧

生物種等名	課題名	担当部局
マウス	実験動物マウスの収集・保存・提供事業	実験動物開発室
シロイヌナズナ	シロイヌナズナ/植物培養細胞・遺伝子	実験植物開発室
一般微生物	健康と環境の研究に資する一般微生物の収集・品質管理・保存・提供事業	微生物材料開発室
遺伝子材料	遺伝子リソースの収集・保存・整備	遺伝子材料開発室
ヒト・動物細胞	ヒト・動物細胞の収集・品質管理・保存・提供事務	細胞材料開発室

◎プログラムの実施体制イメージ図



◎ゲノム情報等整備プログラム 業務の流れ

